

平成19年度 横浜市社会福祉審議会 総会

日 時 平成20年1月17日(木)午後3時～
場 所 ワークピア横浜 3階 やまゆり

次 第

- 1 新任委員、健康福祉局幹部職員の紹介

- 2 議 題
 - (1) 新任委員の所属専門分科会の指名、身体障害者福祉専門分科会長の選出・会長職務代理者の指名等について
 - (2) 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置について

- 3 報告事項
 - (1) 第2期横浜市地域福祉計画の策定について
 - (2) 後期高齢者医療制度について

- 4 その他

< 資料 >

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 横浜市社会福祉審議会委員名簿 |
| 資料2 | 関係法令等
【社会福祉法(抄)・社会福祉法施行令(抄)・横浜市社会福祉審議会条例・横浜市社会福祉審議会運営要綱】 |
| 資料3 | 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置について |
| 資料4 | 第2期横浜市地域福祉計画の策定について |
| 資料5 | 後期高齢者医療制度について |

横浜市社会福祉審議会委員名簿

資料 1

* 分科会：「民生委員審査専門分科会」「身体障害者福祉専門分科会」「高齢者福祉専門分科会」

(☆印は、身体障害者障害程度審査部会の所属を兼ねることを表す。)

区分	氏名	職名	分科会(*)			備考
			民生	身障	高齢者	
市会議員	1 岡本 英子	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員長	○			
	2 工藤 裕一郎	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会副委員長	○			
	3 松本 研	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員	○			
社会福祉事業従事者 (五十音順)	4 加藤 和彦	横浜知的障害関連施設協議会会長	○			
	5 齋藤 史郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長			○	
	6 島村 和子	社会福祉法人横浜太陽会特別養護老人ホーム白朋苑施設長			○	
	7 田中 理	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団常務理事		○		
	8 長谷川 正義	横浜市民生委員児童委員協議会会長	○			
	9 濱田 静江	特定非営利活動法人市民セクターよこはま副理事長			○	
	10 日浦 美智江	社会福祉法人訪問の家理事長		○		
	11 堀越 ひろみ	社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人			○	
	12 松井 住仁	社団法人横浜市福祉事業経営者会会長			○	
	13 室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会会長		○		
学識経験者 (五十音順)	14 秋山 理砂	神奈川新聞社編集局経済部記者		○		
	15 石井 正雄	横浜市町内会連合会副会長	○			
	16 今井 三男	社団法人横浜市医師会会長			○	
	17 大関 亮子	弁護士(横浜弁護士会会員)	○			
	18 黒沢 一夫	横浜市労働組合連盟執行副委員長		○		
	19 後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭			○	
	20 新保 美香	明治学院大学社会学部助教授			○	
	21 白野 明	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団顧問		○☆		
	22 橋本 泰子	大正大学人間学部教授	○			
	23 平井 晃	社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長				

社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日

法律 第 4 5 号

第 2 章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(組織)

第 8 条 地方社会福祉審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 9 条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第 8 条第 1 項中「35 人以内」とあるのは「50 人以内」と、前条第 1 項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第 13 条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日

政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。
（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成12年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。
- 3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）（以下「令」という。）及び横浜市社会福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第3号）（以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所管事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第5条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第6条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第8条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第9条 会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置について

1 福祉人材確保・育成の状況

(1) 国の状況

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」について
(平成19年8月) <2～4ページ「人材確保指針の概要」参照>

(2) 横浜市の状況

<5ページ「横浜市の状況」参照>

2 検討専門分科会の設置について(案)

(1) 設置趣旨

障害者、高齢者の福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくため、横浜市では平成20年度に今後の取組についての検討を行う予定です。これに先立ち、検討の方向性等を提言していただくため、専門分科会を設置します。

(2) 検討専門分科会委員構成

本審議会委員から5名及び臨時委員(学識経験者等1～2名)の計7名程度

※根拠規定

① 臨時の専門分科会として設置

社会福祉法第11条第2項及び横浜市社会福祉審議会運営要綱第3条第3項により
臨時の専門分科会として設置する。

② 専門分科会の委員の指名

横浜市社会福祉審議会条例第6条第1項により委員長が指名する。

(3) 検討の予定

平成20年 2月頃 第1回検討分科会 現状分析と課題の把握
4月頃 第2回検討分科会 第1回検討を踏まえた取組の方向性について
6月頃 第3回検討分科会 とりまとめと報告案

厚生労働省資料『「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて』（平成19年8月）から抜粋

人材確保指針の概要

福祉人材確保指針の見直しの概要

1. 見直しの背景

- 指針が制定された平成5(1993)年以降の社会福祉を取り巻く状況の変化の中で、福祉・介護ニーズがさらに増大するとともに、質的にも多様化・高度化。
- 少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じている。



このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずるよう努めるべき措置について、改めて整理を行うもの。

2. 就業の動向

福祉・介護サービスにおける就業の現況

- ・ 女性の占める割合が高い (介護保険サービス従事者の約8割)。
- ・ 非常勤職員の占める割合が近年増加 (訪問介護サービス従事者の約8割)。
- ・ 入職者・離職者の割合が高い (入職率約28%、離職率約20%)。
- ・ 給与の水準は他の産業分野を含む全労働者の給与の平均と比較して低い水準。
- ・ 潜在的有資格者等が多数存在 (介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人)。 等

福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

今後のサービス需要の拡大に対応して必要となる従事者数の試算を提示。
(介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年で約100万人(労働力人口の約1.5%)であるが、平成26年には約140~160万人(同約2.1~2.4%)が必要)

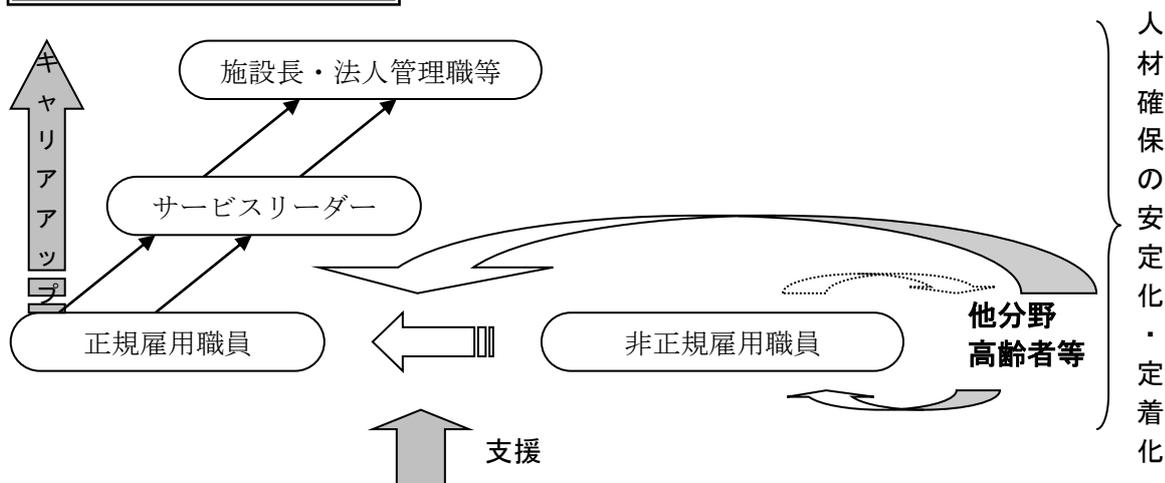
3. 人材確保のための措置

- 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付け。
- 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、これと密接に関連するサービスもあわせて「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理



- ホームヘルパーの多数を占める中高年層や就職期の若年層など、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい労働環境の整備
- 従事者のキャリアアップの仕組みの構築とその社会的評価に見合う処遇の確保等のための取組が必要。

4. 新たな指針のポイント



労働環境の整備の推進

- キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価のあり方検討
- 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

キャリアアップの仕組みの構築

- 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系
- 従業者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

福祉・介護サービスの周知・理解

- 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進等

潜在的有資格者等の参入の促進

- 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

多様な人材の参入・参画の促進

- 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

そのほか、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が、十分な連携を図りつつそれぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記。

指針の実施状況进行评估・検証し、必要に応じて見直す。

横浜市の状況

1 特別養護老人ホーム等

(1) 横浜市の固有課題

- ① 特別養護老人ホームの整備と介護人材
年間900床の緊急整備（横浜市中期計画：H22まで）
→ 毎年新たに300人以上の介護職等の確保が必要
- ② 必要性の高い人を優先的に入所 → 入所者の重度化の進行

	H14	H19
入所者の平均要介護度	3.62	3.95
要介護度3以上の割合	77%	89%

※特別養護老人ホーム入所受付センター：15年度開設

(2) 現状の人材確保策

- ①横浜市福祉保健交流センター ウィリング横浜での各種研修の実施
- ②特別養護老人ホーム医療対応促進助成事業（平成16年度～）
 - ・医療ニーズの高い人を一定割合受け入れている施設に対し、看護職人件費の一部を助成
 - ・19年度予算：5,760万円

2 障害分野（通所・入所施設）

市内障害関係施設人材確保状況の推移（ヒアリング調査：H20.1時点）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A法人	採用予定数	20人	20人	31人	20人
	応募数	15人	16人	17人	6人
	採用実績	10人	5人	16人	4人
B法人	採用予定数	13人	13人	16人	10人
	応募数	17～19年度は、採用予定の1.5倍程度の応募有り			8人
	採用実績	13人	13人	16人	2人
C法人	採用予定数	13人	9人	11人	12人
	応募数	25人	15人	10人	7人
	採用実績	11人	8人	7人	6人

※ A法人は3通所施設分

※ B法人は17～19年度は1入所施設分、20年度は1入所施設、1通所施設分

※ C法人は1入所施設分

第 2 期横浜市地域福祉計画の策定について

1 趣 旨

平成 16 年 5 月に横浜市地域福祉計画（平成 16 年度～平成 20 年度）を策定し、現在、計画の推進に取り組んでいるところですが、現行市計画の実施状況を踏まえ、次期 5 か年の地域福祉推進の方向性や重点的に取り組むべき課題及び具体的推進策を示すため、第 2 期横浜市地域福祉計画を策定します。

2 計画期間

平成 21 年度～平成 25 年度

3 策定体制

(1) 策定準備会における検討

現行市計画の評価方法や第 2 期計画の方向性などについて整理するため、昨年 9 月に第 2 期計画策定準備会を設置し、検討を進めています。

- <委 員> 立教大学コミュニティ福祉学部教授 森本佳樹氏 ほか 7 名（詳細は裏面のとおりに）
- <検討内容> 現行市計画の評価方法、中長期的な地域福祉推進の方向性、第 2 期計画で重点的に取り組むべき課題など
- <検討期間> 今年度末までに検討結果をまとめ、第 2 期計画策定委員会に引き継ぎます。

(2) 策定委員会・分科会の設置

策定準備会での検討内容を踏まえ、現行計画の評価を行うとともに、次期 5 か年の地域福祉推進の方向性等について検討するため、第 2 期計画策定委員会を設置します。なお、重点的に取り組むべき課題については分科会を設置し、集中的に検討を行います。

- <委 員> 策定準備会の委員、市民公募委員、関係団体代表等
- <検討内容> 現行市計画の評価、市としての地域福祉推進の方向性、次期 5 か年で重点的に取り組むべき課題、市リーディング事業など具体的推進策
- <検討期間> 20 年度早期に設置し、20 年度末までに第 2 期計画を策定します。

4 策定準備会でこれまでに出了された主な意見

- ・ 市計画は他の行政計画と異なり、数値目標をあまり掲げていないため、評価も定性的に行った方がよい。例えば、「市計画の構成・内容」「区計画の策定・推進への支援」「市リーディング事業の実施状況」などいくつかの視点から、評価できる点と反省点を整理し、第 2 期計画の策定に活かすなど。
- ・ 区も区計画の評価方法を検討しており、参考となる評価方法の例を市計画で示せるとよい。
- ・ 現行計画ではまだ取組が不十分な地域の要支援者（生活弱者やマイノリティー等）に対する支援の仕組みづくりについて、その考え方を示す必要がある。
- ・ 介護保険の内容なども含め、現行計画策定時とは情勢も大きく変化しており、地域ケアプラザの位置づけやコーディネーターの役割などについて再考する必要がある。
- ・ 区・区社協・地域ケアプラザの関係について整理する必要がある。

5 策定スケジュール

	準備会	策定委員会	分科会
平成20年3月	検討結果のまとめ		
平成20年4月		設置 現行市計画の評価 第2期計画の検討	設置 重点課題検討 (策定委員会に随時報告)
9月		↓	↓
平成21年1月		↓	
3月		市民意見聴取 第2期計画の確定	

【参考1】これまでの経過

平成16年5月	横浜市地域福祉計画策定
平成16年度	6区で区地域福祉(保健)計画策定
平成17年度	12区で区地域福祉(保健)計画策定
平成18年度	横浜市地域福祉計画策定・推進委員会において市計画の中間振り返りを実施し、市計画で不足していた事項や追記すべき事項を「横浜市地域福祉計画増補版」としてまとめる。
平成19年6月	「横浜市地域福祉計画増補版」発行
平成19年9月	第2期横浜市地域福祉計画策定準備会設置

【参考2】策定準備会委員

(敬称略)

委員長	森本 佳樹 (立教大学コミュニティ福祉学部教授)
委員	厚坂 幸子 (ともいくクラブ代表)
〃	大木 幸子 (杏林大学保健学部教授)
〃	丹 直秀 ((財)さわやか福祉財団地域協働プロジェクトリーダー)
〃	長倉 真寿美 (大正大学人間学部講師)
〃	名和田 是彦 (法政大学法学部教授)
〃	松本 和子 (市民セクターよこはま理事長)
〃	山根 誠 (NPO 親がめ代表)

後期高齢者医療制度について

1 制度変更の概要（現行制度との比較）

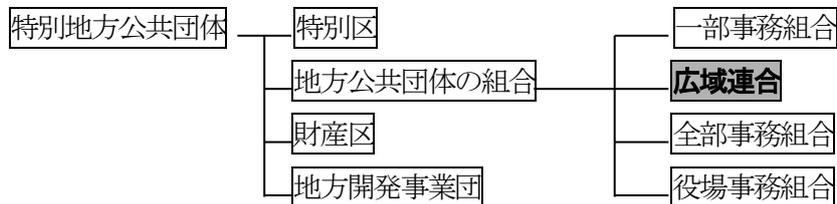
	現行制度 老人保健制度	平成 20 年 4 月～ 後期高齢者医療制度																					
根 拠 法	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律																					
対 象 者	①75 歳以上 ②一定の障害のある 65 歳以上の人 (①②ともに健康保険加入者。②については、市町村の認定を受けた人) ※生活保護受給者を除く	①75 歳以上 【加入義務】 ②一定の障害のある 65 歳以上の人 (②については広域連合の認定を受けた人) ※生活保護受給者を除く																					
保 険 者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国民健康保険 ・国民健康保険組合 ・健康保険組合 ・政府管掌健康保険 ・船員保険等 各医療保険 が並存	後期高齢者医療広域連合 (都道府県単位) 【裏面参照】																					
保険料徴収	世帯単位（国民健康保険の場合） ・被用者保険の場合、被扶養者の保険料負担なし	個人単位 ・原則：年金からの天引き ・応益割（均等割）額と応能割（所得割）額の合計で算定（県内同一の基準） ・保険料率（均等割額、所得割率）は、広域連合が条例により決定（平成 19 年 11 月）。2 年毎に改定される。 【平成 20 年度～平成 21 年度の保険料率】 ・均等割額：39,860 円 ・所得割率：7.45/100 【神奈川県における保険料の平均額】 年収収入 224 万円の単身者の場合 92,750 円/年 ・低所得者、被扶養者の負担軽減あり（軽減分は公費負担(市 1/4)） ・賦課限度額：年間 50 万円（個人）																					
財源構成 (患者窓口負担を除く医療費の財源)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> <th>左の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 費</td> <td>50%</td> <td>国：県：市=4：1：1</td> </tr> <tr> <td>拠出金</td> <td>50%</td> <td>保険者</td> </tr> </tbody> </table> ※老健受給者は加入の医療保険の保険料納付を通じて負担	項目	割合	左の考え方	公 費	50%	国：県：市=4：1：1	拠出金	50%	保険者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> <th>左の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公費</td> <td>50%</td> <td>国：県：市=4：1：1</td> </tr> <tr> <td>拠出金</td> <td>40%</td> <td>保険者</td> </tr> <tr> <td>被保険者の保険料</td> <td>10%</td> <td>市町村が徴収</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合	左の考え方	公費	50%	国：県：市=4：1：1	拠出金	40%	保険者	被保険者の保険料	10%	市町村が徴収
項目	割合	左の考え方																					
公 費	50%	国：県：市=4：1：1																					
拠出金	50%	保険者																					
項目	割合	左の考え方																					
公費	50%	国：県：市=4：1：1																					
拠出金	40%	保険者																					
被保険者の保険料	10%	市町村が徴収																					
医療給付	市町村老人保健 (加入先は違っても、給付は老人保健から)	後期高齢者医療制度																					
窓口負担割合	1 割（現役並み所得の人は 3 割）	1 割（現役並み所得の人は 3 割）																					
診療報酬体系	健康保険と共通	後期高齢者の新たな診療報酬体系を構築																					

2 広域連合（特別地方公共団体）について

(1) 広域連合とは

広域連合は、特別地方公共団体である「地方公共団体の組合」の一類型で、広域的に処理した方が住民サービスにつながる事務や効率的に処理できる事務について市町村が連携・補完して行うことに適しています。

リコールなど、普通地方公共団体と同様の直接請求制度があります。（地方自治法 § 291-2～-13）



(2) 後期高齢者医療広域連合の設立の根拠

市町村は、平成 18 年度末までに後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされました。

（高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条）

(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の設立手続きの経過

時期	項目
H18. 10 末	広域連合規約について 35 市町村長による協議
H18. 11. 8～12. 27	広域連合規約に係る協議について 35 市町村議会の議決
H18. 12. 27	35 市町村長の連名により県知事に設置許可申請（※）
H19. 1. 11	設置許可

（※）現在は、33 市町村となっている。

(4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約

① 事務所の位置

横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル

② 広域連合長（市町村長の互選で選出）…石渡 徳一（鎌倉市長）

副広域連合長…島村俊介（松田町長）、中田 宏（横浜市長）

【事務局体制】

市町村からの職員派遣 50 人（うち横浜市 17 人 ※被保険者数割合等による）

③ 広域連合議会

議員定数 20 名（統一地方選挙結果を受けて、各市議会単位で選出）

【市町村別議員定数】

	横須賀	1	藤沢	1	厚木	1	愛川町	1
横浜	7	相模原	1	平塚	1	大和	1	
川崎	3	鎌倉	1	小田原	1	真鶴町	1	

④ 人件費等共通経費の市町村負担割合

均等割（10%）、被保険者数割（45%）、人口割（45%）

【19 年度広域連合共通経費】

金額	概要	金額
14.8 億円 （うち横浜市負担 5.5 億円）	職員人件費	4.3 億円
	事務所賃借等経常経費	1.0 億円
	システム導入等経費	3.3 億円
	保険運営費（被保険者証一斉交付、保険料額通知、帳票印刷等）	6.2 億円

3 本市におけるこれまでの広報の取組みについて

「広報よこはま」8月号及び11月号に制度の概要について掲載したほか、町内会連合会や老人クラブ連合会などの関係団体に区役所と連携しながら概要の説明を行ってまいりました。

今後も「広報よこはま」への掲載や、必要に応じて関係団体の説明を行うとともに、対象者への個別通知についても検討を行ってまいります。

<参考>

(1) 広報紙などへの掲載状況

時期	概要
平成19年3月	老人保健ハンドブック（区保険年金課で配布）に掲載
8月	「広報よこはま」8月号 掲載
9月	国保証更新に伴う証送付時に、同封した「リーフレット」に掲載
10月	「タウンニュース」掲載
11月	「広報よこはま」11月号 掲載

(2) 関係団体への主な説明状況 【※】は各区の団体に対しても説明

時期	説明会		
8月31日	市保健活動推進委員会 【※】		
9月3日	市民児協理事会 【※】		
9月6日	市老人クラブ連合会 【※】		
9月12日	市町内会連合会 【※】	市社協高齢者福祉部会	市病院協会理事会
9月20日	区社協部会		
9月26日	介護保険事業者等講習会		
11月2日	国民健康保険運営協議会		

(3) 今後予定している対象者への個別周知について

時期	項目
20年1月	対象者にダイレクトメール発送
2月	「広報よこはま」（医療制度改革関係）特集号
3月	対象者に被保険者証送付時に制度案内を同封

上記のほか、国や広域連合においても広報物の作成をしております。

《患者負担》

1 医療機関の窓口では、「現行の老人保健制度と同様、かかった費用の1割（現役並み所得者の方は3割）」を医療機関の窓口で支払っていただきます。

窓口負担は、月ごとの上限額が設けられます。また、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は月ごとの上限額までとなります。

- ※ 3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します。
- ・課税所得145万円以上、かつ、
 - ・収入 高齢者複数世帯 520万円以上、高齢者単身世帯 383万円以上

2 高額医療・高額介護合算制度を新たに設けます。

同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額での上限額を設け、負担を軽減します。

(月ごとの負担の上限額)

	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	
① 現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)
② 一般	12,000円	44,400円
③ 市町村民税非課税の世帯に属する方 (④以外の方)	8,000円	24,600円
④ ③のうち、年金受給額80万円以下等の方		15,000円

(年ごとの負担の上限額)

高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額
67万円
56万円
31万円
19万円

(注) ()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

3 医療機関に入院された方については、現行の老人保健制度と同様、

- ・療養病床以外の場合は、食費に関する負担として、1食ごとに標準負担額
- ・療養病床の場合は、食費及び居住費に関する負担として、食費については1食ごとに、居住費については1日ごとに、標準負担額を負担していただきます。

食費・居住費の標準負担額

区分	
① 一般の方	(食費) 1食につき460円(注) (居住費) 1日につき320円
② 市町村民税非課税の世帯に属する方等(③、④以外の方)	(食費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③ ②のうち、年金受給額80万円以下等の方(④以外の方)	(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方	(食費) 1食につき100円 (居住費) 1日につき0円

(注)管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合は420円となる。

《各種手続きや制度についての問合せ先》

○ 後期高齢者医療制度は、各都道府県の広域連合と市区町村とが連携して事務を行います。基本的な役割分担は以下のとおりです。

広域連合：被保険者証等の交付、保険料の決定、医療の給付

市区町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収

○ 詳しくは、各都道府県の広域連合又は市区町村の窓口にお問い合わせください。



平成20年4月から 後期高齢者医療制度がはじまります。

《新しい制度のポイント》

POINT 1

75歳以上の方、一人ひとりに被保険者証を交付します。

→詳しくは、「被保険者」のページ

POINT 2

保険料負担を公平にします。

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要です。

また、これまで、高齢者の方々の間で、加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人があり、また、市町村によって保険料に高低がありました。

新しい制度では、高齢者の方々は、皆、負担能力に応じて公平に保険料をご負担いただくこととなります。また、原則として、都道府県内で、同じ所得であれば同じ保険料になります。

→詳しくは、「仕組み図」と「保険料」のページ

POINT 3

高齢者の方々にふさわしい医療を目指します。

新しい制度でも、74歳までの方々と変わらず、必要な医療を受けることができます。

特に、高齢者の方々は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があるので、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指します。

POINT 4

医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が重い方々の負担を軽減します。

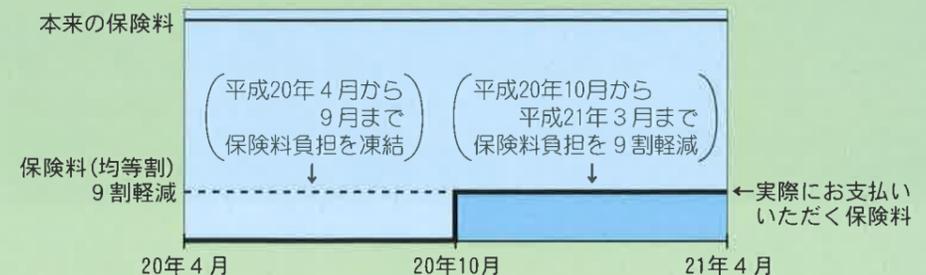
POINT 5

後期高齢者医療広域連合という新しい運営主体が、都道府県や市区町村と連絡を取りあって、高齢者の方々のサービス向上に努めます。



《制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料についての特別対策》

平成19年10月30日に与党において以下の対策がとりまとめられたところであり、政府としてもこれを実施する方針です。



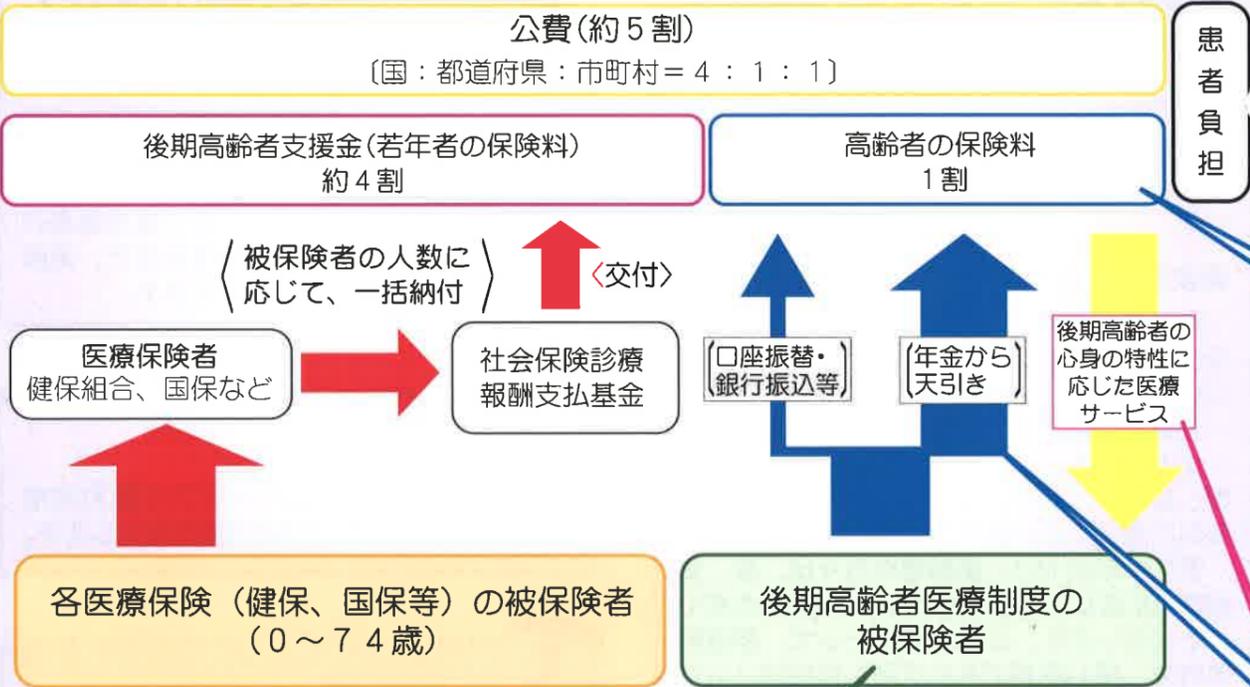


後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内の全ての市区町村が加入して設立された地方公共団体です。平成18年度中に全ての都道府県で設立が完了しています。

後期高齢者医療制度の仕組み

【運営主体：全市町村が加入する広域連合】



《被保険者》

- ① 75歳以上の方(75歳の誕生日から資格取得)
 - ② 65~74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方(認定日から資格取得)
- これらの方々は、現在加入中の国民健康保険又は被用者保険から脱退し、新たな制度に移行することになります。加入するときは、一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証をお渡ししますので、医療を受ける際は必ずこれを提示してください。

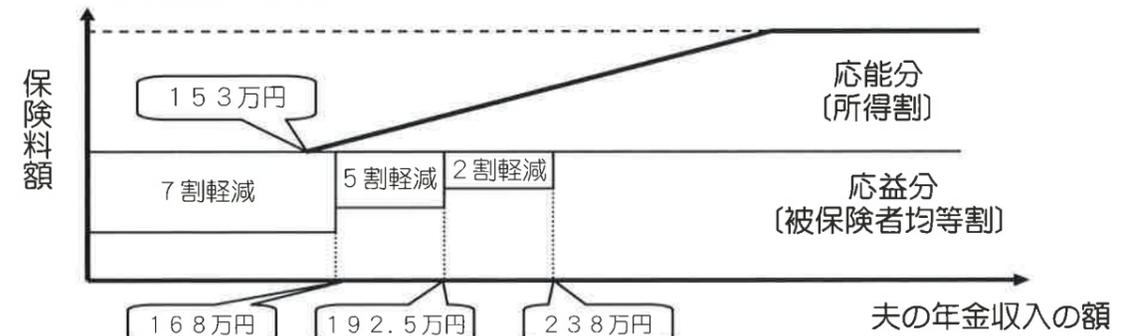
《保険料》

- 保険料は、「高齢者の方一人ひとりに皆、納めていただく」こととなります。
- 保険料の額は、その方の「所得に応じてご負担いただく部分(所得割)と」被保険者の方に「等しくご負担いただく部分(被保険者均等割)の合計額」になります。
 - ▼ 所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減(7割、5割、2割)されます。
 - ▼ どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高になります。
- 後期高齢者医療制度に加入する直前に
 - 「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで健康保険の被保険者」であった方 → 国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。
 - 「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方 → 新しく保険料をご負担いただくこととなります。「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。→表紙をご覧ください。
- 所得割の率や被保険者均等割の額は、「各広域連合が、それぞれの都道府県の医療の給付に応じて、2年ごと」に条例で決めます。
- 高齢者の方々にご負担いただく保険料の総額は、これまでの保険料と同程度で、後期高齢者医療制度にかかる給付の1割になります。

$$1人当たり保険料額 = 被保険者均等割額 + 1人当たり所得割額$$

$$被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等(旧たし書所得) \times 所得割率$$

夫婦世帯の例



- 保険料は原則として年金から徴収されます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により、市区町村に対し個別に納付していただくこととなります。

《医療の給付》

- 後期高齢者に対する医療給付の種類は、新たに設けられる高額医療・高額介護合算制度以外は、現行の老人保健及び国保において支給されているものと基本的には同じです。



後期高齢者の新たな診療報酬体系の検討

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築することとされていることから、そのための検討を行っています。

老人保健制度から後期高齢者医療制度へ

平成20年3月まで
老人保健制度

平成20年4月から
後期高齢者医療制度

対象者 (被保険者)	75歳以上の方全員が対象です。(一定の障害がある方は65歳以上) 国保・健康保険・共済組合などに加入しています。	変わりません ここが 変わります	全ての方が後期高齢者医療制度に移行します。 
保険証 (受診時に必要なもの)	 医療受給者証 保険証 (国保、健保など)	ここが 変わります	1人に1枚、新しい保険証が届きます。  広域連合の保険証
みなさんの窓口	窓口はお住まいの市(区)町村です。	変わりません	
運営主体	お住まいの市(区)町村が運営します。 	ここが 変わります	都道府県ごとの広域連合が制度を運営します。 広域連合が行うこと 被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。 市(区)町村が行うこと 申請や相談などの窓口事務を行います。保険証の引渡しや保険料の徴収を行います。
医療費の負担割合	一般の方は1割負担、現役並み所得の方は3割負担です。	変わりません	
受けられる保険給付	療養の給付や、入院時の食事代、高額療養費など。	変わりません	
保険料	加入する国保・健康保険・共済組合などに納めます。	ここが 変わります	保険料は被保険者ごとに決まり、1人ひとりが市(区)町村へ納めます。

75歳以上の方へ (一定の障害がある65歳以上の方) 老人保健制度が

後期高齢者医療制度に 変わります



ポイント1
制度の運営は各都道府県の後期高齢者医療広域連合が行います。

ポイント2
75歳以上の方(一定の障害がある65歳以上の方)が対象です。

ポイント3
医療費の自己負担は一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。

ポイント4
保険料は被保険者ごとに決まり、原則として年金から天引き(特別徴収)となります。

平成20年(2008年)4月から新しい制度が始まります。

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上の方を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、今まで加入していた医療保険から独立した『後期高齢者医療制度』が創設されることになりました。

お問い合わせは、市(区)町村後期高齢者医療担当窓口または広域連合へ

神奈川県後期高齢者医療広域連合

住所：神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階
 電話：045-440-6700 FAX：045-441-1500
<http://www.kouiki-rengou-kanagawa.jp/>

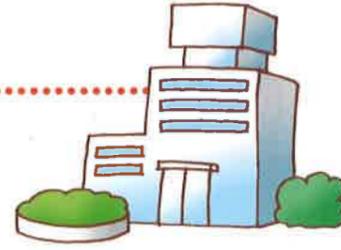
市(区)町村

制度の運営は神奈川県後期高齢者医療広域連合が行います

ポイント

1 運営主体

神奈川県内すべての市町村が加入する『神奈川県後期高齢者医療広域連合』が運営主体となります。



広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料額の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

市(区)町村が行うこと

申請や相談などの窓口事務を行います。また、保険証の引渡しや保険料の徴収を行います。

ポイント

2 被保険者

神奈川県内にお住まいの75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害がある方です。

現在加入している医療保険（国保、健康保険、共済組合など）に関係なく、後期高齢者医療制度に移行します。



後期高齢者医療制度の被保険者となる時

- ・ 制度施行時に75歳以上の方は平成20年4月1日から。
- ・ 65歳以上で老人保健制度において障害認定を受けている方は平成20年4月1日から。
(保険証が平成20年3月ごろ、1人に1枚届きます。)
- ・ 平成20年4月1日以降に75歳になる方は誕生日の当日から。
(保険証が誕生日の前に、1人に1枚届きます。)

ポイント

3 医療費の負担

医療機関での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同様、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割となります。保険証には自己負担割合「1割」または「3割」が記載されています。



ポイント

4 保険料

算定方法

被保険者個人ごとに、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。保険料を決める算定基準は、神奈川県内では同じです。



保険料
(限度額50万円)

=

均等割額

被保険者1人当たり
均等な額

+

所得割額

被保険者の所得に
応じた額

※所得の少ない方は、世帯の所得に応じて保険料(均等割額)の7割・5割・2割が軽減されます。

納付方法

保険料の納付方法は、原則として年金(年額18万円以上の方)から天引き(特別徴収)となります。

年金額が年額18万円未満の方などは、納付書等によりお住まいの市(区)町村へ納めます。

広域連合が支払う医療費の財源

広域連合

公費(国・県・市町村)
約5割

後期高齢者支援金
(0~74歳の方の保険料)
約4割

保険料
(75歳以上の方)
1割